資料７

地域公共交通確保維持改善事業について

補助制度の再編（平成 23 年 4 月 1 日～）

廃　止

・地方バス路線運行維持対策（地バス補助）

・自動車旅客運送のバリアフリー化の推進（移動円滑化補助）

・地域公共交通活性化・再生総合事業（総合事業）　等

新　設

地域公共交通確保維持改善事業

～生活交通サバイバル戦略～

※国土交通省資料抜粋

『地域公共交通確保維持改善事業』　～生活交通サバイバル戦略～（新規）
２３年度　３０５億円

生活交通の存続が危機に瀕している地域等における地域最適な移動手段の提供と、駅のバリアフリー化等移動に当たっての様々な障害を解消

地域公共交通確保維持事業

- 存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取組みを、一体的かつ継続的に支援
- 支援にあたっては、運行（航）欠損額の事後的な補填方式から効率化された標準的な事業費等を前提とした事前算定方式に変更する等により、より効果的・効率的な支援を実施

陸　上　交　通

・地域特性や実情に応じた地域最適な地域間生活交通ネットワークと、同ネットワークに密接な地域内の生活交通等を一体的に、その運行を支援

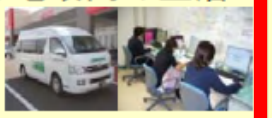

≪事前算定方式等への変更≫

≪広域的・幹線的バスの補助要件緩和≫

≪幹線交通と密接な一定の地域内バス・デマンド交通の運行について支援対象を拡充≫

離　島　交　通

・島民の生活に必要不可欠な離島航路・航空路の運航を支援

・離島航路の構造改善促進に資する公設民営化のための船舶建造等を支援

≪離島航路：事前算定方式等への変更とともに、全体の補助充足率や移動環境改善への取組支援を充実≫

≪離島航空路：支援に制約のある特別会計から一般会計へ移行≫

地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化

- ノンステップバス、福祉タクシーの導入を支援
- 旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援

利用環境の改善

- バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRT、ICカードの導入等を支援

地域鉄道の安全性の向上

- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等を支援

≪個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する制度へ改善≫

地域公共交通調査事業

・地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査の支援等

地域の計画について～協議会と地域の公共交通に係る計画の関係等について～

生活交通ネットワーク計画

陸上交通

地域間幹線系統
確保維持計画
（3年計画）
協議会or都道府県等

地域内フィーダー系統
確保維持計画
（3年計画）
協議会or市町村等

離島航路（航空路）

離島航路確保維持計画
（3年計画）
協議会or都道府県等

バリア解消促進等事業

生活交通改善事業計画

都道府県主催協議会
or
市町村主催協議会
or
事業単位協議会
（駅、空港等）

※各計画は分野毎に作成することも可
※陸上交通に係る計画のうち地域間幹線系統確保維持計画と地域内フィーダー系統確保維持計画を別に作成することも可（この場合、両協議会において計画の情報の共有を行うこと。）
※上記中の都道府県・市町村協議会については、事業内容に応じた主催主体の組合わせ等が可能

○地域協議会の考え方

【メンバー】 地方公共団体（都道府県・市町村）、関係交通事業者、国（地方運輸局等又は地方航空局） 等
（陸上交通及び離島航路の地域公共交通確保維持事業に係る生活交通ネットワーク計画は、関係する都道府県及び市町村がともに参加）

※地域・分野毎の分科会の設置や複数市町村による合同協議会の設置も可能とする。
※既存の類似協議会（地域公共交通活性化・再生法の法定協議会等）の活用も可能とする。
※住民や利用者の意見を反映させる観点から、住民や利用者の代表を協議会の構成員に加える、アンケートやヒアリングを実施する、公聴会やパブリックコメントを実施する等のいずれかの手順を経て計画を策定することとする。

補助対象とする地域内フィーダー系統の要件

○主な要件

- **「補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統」または「交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統」**
  ： 補助対象地域間バス系統を補完するものであること、または、過疎地域など交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- **幹線アクセス性** ： 補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- **サービス充実性** ： 新たに運行、または、公的支援を受けるものであること
- **公共性** ： 公的な支援がなければ確保維持が困難なものであること
- **地域の合意** ： 地域の協議会による議論を経た計画に基づき実施されるものであること
- **効率的・効果的なサービスの確保** ： 品質・価格・企画等を踏まえて運送予定者が選定されること

半径１ｋｍ以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域

フィーダー系統のイメージ

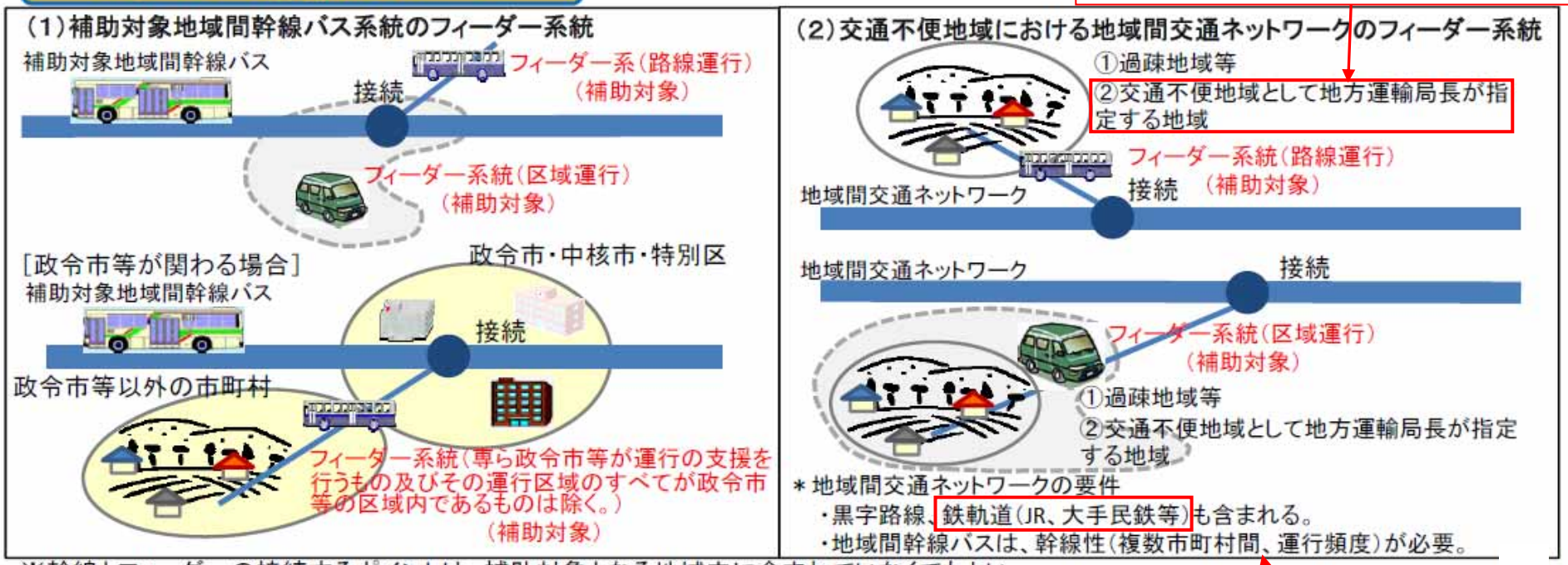

※幹線とフィーダーの接続するポイントは、補助対象となる地域内に含まれていなくてもよい。

H13.3.31時点での複数市町村間にまたがり、平日の計画運行回数が3回以上

地域公共交通確保維持改善事業のスケジュールについて

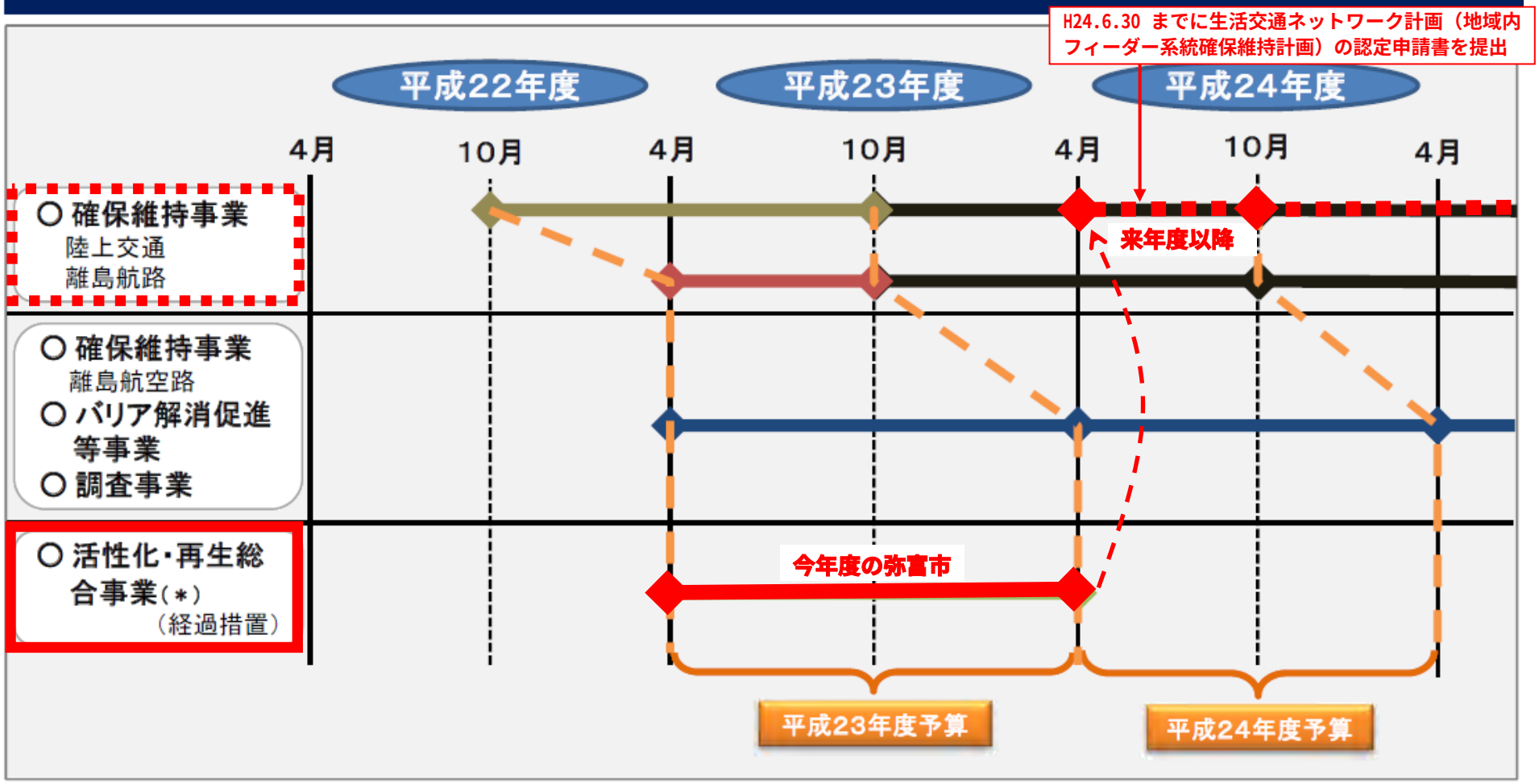

- 新制度は平成23年度4月1日施行。
- 事業年度（補助対象期間）は、陸上交通及び離島航路に係る確保維持事業については、10月～9月（ただし、新制度への移行期である平成23年度においては、地域内生活交通への支援等新たな補助事業については4月～9月）、それ以外は4月～3月。

（＊）平成22年度までに地方運輸局長等の認定を受けた地域公共交通活性化・再生総合事業計画（「総合事業計画」）に係る事業（「計画事業」）であって、既に事業に着手しているものについては、平成23年度に限り、従前の補助メニューにしたがって支援を実施。